

綜合警備保障株式会社 定 款

綜合警備保障株式会社 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、綜合警備保障株式会社と称し、英文では、
SOHGO SECURITY SERVICES CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 警備の請負とその保障
- (2) 各種施設の綜合管理業務の請負とその保障
- (3) 現金、有価証券、貴金属および高価物品等の輸送ならびにこれに伴う一時預り業務の請負とその保障
- (4) 金融機関等の現金自動預払機の現金カセットの交換業務およびこれに関連する業務の請負とその保障
- (5) 銀行代理業
- (6) 資金移動業
- (7) 銀行業および銀行業に付随する業務に関する業務のアウトソーシングの受託
- (8) 貸金業に関する業務のアウトソーシングの受託
- (9) 両替業
- (10) 特定信書便事業
- (11) 各種警備の理論および技術の研究、助言、指導ならびに教育に関する業務の請負
- (12) 防犯、防火、防災、救急に関する機器およびシステム等の開発、製造、販売、賃貸に関する業務
- (13) 防犯、防火、防災、救急に関する調査、研究、予防計画の立案等に関する業務の請負

- (14) 電気工事、電気通信工事、管工事、設備工事、消防施設工事および建築工事の請負
- (15) 倉庫業
- (16) 損害保険代理業および生命保険募集業
- (17) 不動産賃貸業
- (18) 電気通信事業法による電気通信事業
- (19) 情報の処理、提供、その他の情報サービス業
- (20) 貸金業
- (21) 情報処理に関するコンピューターシステムの研究、開発、賃貸、リース、販売および保守
- (22) 建築資材、住宅設備機器、家庭用電気製品、家具、事務用機器、通信機器等の製作、販売、賃貸およびリース
- (23) 電話取次代行業務の請負
- (24) クレジットカードの回収およびリース物件の調査確認業務の請負
- (25) 自動車の管理、販売、賃貸およびリース
- (26) 自動車のレッカー移動の請負
- (27) 自家用自動車管理業
- (28) 道路交通法に基づく放置車両の確認および標章の取り付けに関する事務ならびに放置違反金に関する事務の請負
- (29) 介護サービス事業および老人ホーム等高齢者用施設の設置、運営、管理
- (30) 医療機器、健康機器、介護機器の販売、賃貸およびリース
- (31) 診療報酬請求事務
- (32) 公害防止機器、精密測定器具、建築機械、工作機械の賃貸およびリース
- (33) 各種施設、イベントおよび催事等の企画運営

- (34) 警備、施設管理、建設、介護のコンサルタント
- (35) 職業紹介事業
- (36) 品質、環境、労働安全衛生および情報セキュリティのマネジメントシステムに関するコンサルタント業務
- (37) 労働者派遣事業
- (38) 探偵業ならびに個人および企業の信用調査業務の請負
- (39) 古物の売買
- (40) 旅館業法に基づく施設の経営
- (41) 有害鳥獣対策業務
- (42) 保育関連事業
- (43) 食品および飲料の販売
- (44) 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることのできない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、1,500,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第 8 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第171条第1項第1号に規定する取得対価の交付を受ける権利
- (2) 当会社による取得条項付株式の取得と引き換えに金銭等の交付を受ける権利
- (3) 会社法第185条に規定する株式無償割当てを受ける権利
- (4) 会社法第192条第1項の規定により単元未満株式を買い取ることを請求する権利
- (5) 残余財産の分配を受ける権利
- (6) 剰余金の配当を受ける権利
- (7) 会社法第189条第2項第6号に規定する法務省令で定める権利

(基準日)

第 9 条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株式の株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年事業年度末日から 3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時招集する。

2 株主総会は、東京都各区内のいずれかにおいて開催する。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。ただし、当該代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項に拘わらず、会社法第309条第2項の規定による決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上の決議をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を、書面または電磁的記録をもって作成された議事録に記載または記録し、当会社に保存する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の決議をもってこれを行う。

2 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期が満了する時までとする。

(代表取締役)

第 22 条 当会社は、取締役会の決議によって会社を代表する取締役を若干名選定する。

(取締役の報酬等)

第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役会の招集)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続きを省略して開催することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。ただし、当該代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の決議)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を、書面または電磁的記録をもって作成された議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名のうえ当会社に保存する。

(取締役会規則)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(相談役および顧問)

第 30 条 当会社は、取締役会の承認により、相談役および顧問を各若干名置くことができる。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第426条第 1 項の規定により、同法第423条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意にしてかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第 1 項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会)

第32条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第33条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第34条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の決議をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

(監査役会の招集)

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに、これを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集手続きを省略して開催することができる。

(監査役会の決議)

第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(常勤の監査役)

第 39 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の議事録)

第 40 条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を、書面または電磁的記録をもって作成された議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名のうえ当会社に保存する。

(監査役会規則)

第 41 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第 42 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意にしてかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第43条 当会社は、会計監査人を置く。

第7章 執行役員

(執行役員)

第44条 当会社は取締役会の決議により、執行役員をおき、会社の業務執行を委ねることができる。

(執行役員規則)

第45条 執行役員に関する事項は、法令または本定款に定めがある場合を除き、取締役会において定める執行役員規則による。

第8章 計算

(事業年度)

第46条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第47条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第48条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当金の除斥期間)

第 49 条 剰余金の配当金（中間配当金を含む。）は、支払開始の日
から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、
その支払いの義務を免れる。

2 前項の未払金については、利息を付けない。

改 正 經 緯

昭和41年8月29日	第2条8号
昭和42年8月28日	第2条9号、第8条、第11条、第19条
昭和46年8月30日	第2条10号、第19条
昭和49年8月30日	第5条
昭和50年8月29日	第10条、第14条、第15条、第16条、第18条、第21条
昭和52年9月27日	第3条
昭和54年9月26日	第2条11号
昭和55年9月24日	第19条
昭和56年9月25日	第5条、第22条
昭和58年9月28日	全条
昭和59年9月27日	第2条7号、9号
昭和60年9月27日	第2条13号、第5条
昭和61年9月25日	第2条14号
昭和63年9月29日	第2条10号（削除）、第19条、第21条
平成3年9月26日	第5条、第6条、第26条、付則
平成6年6月28日	第16条、第17条、第18条、第21条、第23条、第25条～第35条
平成9年6月30日	第2条14号～17号
平成10年6月30日	全条
平成12年4月1日	第2条15号、16号
平成12年6月29日	第11条
平成12年10月6日	第5条
平成13年4月1日	第2条17号、18号
平成13年6月28日	第14条3項、第15条、第18条、第27条、第37条
平成14年6月27日	第1条、第2条7号、8号、16号、18号～23号、 第4条～第38条、第40条～第42条、付則第1条～第3条
平成14年8月1日	付則第1条～第3条（削除）
平成15年6月27日	第8条、第9条、第12条、第29条、付則
平成16年6月29日	第6条
平成17年6月29日	第2条20号、21号、第20条、第32条、付則（削除）
平成18年6月29日	第4条～第49条
平成20年6月27日	第4条
平成21年6月25日	第2条5号～9号、25号、30号、第6条～第49条 付則第1条～第2条
平成22年1月6日	付則第1条～第2条（削除）
平成22年6月25日	第2条6号、26号、32号、第13条、第24条
平成23年6月24日	第2条14号、22号、32号、35号
平成24年6月26日	第2条16号、18号、30号
平成25年6月25日	第2条29号、30号、33号、34号
平成26年6月25日	第2条33号
平成27年6月25日	第30条、第41条
平成28年6月24日	第2条40号
平成29年6月27日	第2条41号、42号、第18条
平成30年6月26日	第14条

令和4年6月24日 第2条、第14条、第22条、附則1～3
令和5年4月4日 附則1～3（削除）
令和5年6月27日 第17条、第28条、第40条
令和5年7月1日 第5条

